

# 五所川原都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(五所川原都市計画区域マスタープラン)

平成22年8月

青 森 県



## 目 次

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
① 都市計画区域の範囲及び規模	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	2
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 市街地ゾーン	3
② 田園ゾーン	3
③ 樹林地ゾーン	3
④ その他拠点等	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 土地利用の方針	7
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 交通施設の都市計画の決定の方針	9
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
② 市街地整備の目標	15
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	16
① 基本方針	16
② 主要な緑地の配置の方針	16
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	18
④ 主要な緑地の確保目標	18



## 五所川原都市計画整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

### 1. 都市計画の目標

#### (1) 基本的事項

##### ① 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、五所川原市の一部とし、その規模は次のとおりである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
五所川原都市計画区域	五所川原市	行政区域の一部	約 12,336 ha

##### ② 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示す。

目 標 年 次
平成42年

## (2) 都市づくりの基本理念

本区域は津軽半島の根幹部、津軽平野のほぼ中央に位置し、西北圏域の商業、業務、行政、文化等の中心都市として発展してきた。

市街地は、岩木川の東側に位置し、J R 五能線と津軽鉄道の乗換駅となる五所川原駅の西側に中心市街地が形成され、その周辺に住宅地が展開する比較的コンパクトな構造となっている。

市街地周辺は、広大な農地の中に岩木川をはじめとした多くの河川が流れ、また区域東側には緑豊かな樹林地が広がるなど、水と緑に恵まれた環境を有している。

本区域の人口は5万人弱程度で平成12年をピークに減少傾向に転じており、そのうち約半数が用途地域内に居住している。

今後とも西北圏域の中心都市として、各種都市機能の強化・充実や周辺都市との連携強化を図りながら、『活力ある・明るく住みよい豊かなまち』を基本理念に次のような都市づくりをめざす。

### ● 安心して便利に暮らせる都市づくり

- ・ 五所川原駅周辺の中心市街地の活性化を積極的に行うとともに、道路、公園、下水道などの基盤施設の整備や密集した市街地の改善や防災機能の向上等を行い、周囲の自然と調和した快適かつ安全でコンパクトな市街地の形成を進める。
- ・ 日常生活を支える都市内の生活道路網の整備により、冬期でも便利に暮らせる交通環境の形成を進める。
- ・ 誰もが安心して街に出かけられるよう、鉄道や路線バスなどの公共交通機能の維持・充実やユニバーサルデザイン化を進める。

### ● 市街地の周囲に広がる農地の保全と、歴史と自然を生かした都市環境の形成

- ・ 津軽平野に広がる農地や樹林地を保全するとともに、立佞武多、堰、岩木川などの区域固有の歴史や自然環境を生かし、個性ある都市環境の形成を進めるとともに、岩木山を望む眺望や斜陽館をはじめとする伝統的建造物など、区域を代表する景観の保全を進める。

### ● 活力ある産業の育成

- ・ 津軽自動車道をはじめとする広域交通網や七里長浜港を生かし、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川等を中心に新規産業の誘致・育成などを行うとともに、歴史や自然をいかした観光産業の振興などを行い、西北圏域の活力を育む産業の育成を進める。

### ● 西北圏域の中心都市としての都市機能の充実と広域交通ネットワークの形成

- ・ 西北圏域の中心都市として、圏域全体を受益圏とする様々な都市機能の維持・充実を図るとともに、津軽自動車道などの他圏域・他都市と連絡する道路網の整備や鉄道をいかした広域交通ネットワークの核となる都市づくりを進める。

### (3) 地域ごとの市街地像

本区域は、区域西側、岩木川右岸に形成された市街地ゾーン、それを取り巻く田園ゾーン及び東側丘陵部の樹林地ゾーンから構成される。

今後とも現在の市街地を基本として効率的な市街地の維持・形成を図るとともに、周辺の田園ゾーン及び樹林地ゾーンの保全を図っていく。

#### ① 市街地ゾーン

本区域の市街地は、五所川原駅周辺から岩木川に至る商業・業務地、その周辺の住宅地及び北東部の青森テクノポリスハイテク工業団地漆川などから構成される。

今後は、鯉ヶ沢方面への延伸が計画されている津軽自動車道のインパクトを適切に受け止め、無秩序な市街化を抑制しつつ、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を進め、コンパクトで効率的な市街地の維持・形成を図る。

市街地北部のふるさと交流圏民センター周辺をコミュニティ拠点として位置づけ、機能強化や環境整備を行うとともに、市街地南部の五所川原中央青果市場では津軽自動車道等の広域交通網をいかした機能更新を図る。

また、隣接して流れる岩木川などを活かしながら、潤いのある市街地環境の形成を目指す。

#### ② 田園ゾーン

市街地を取り囲む農地、集落地については、良好な生産環境やのどかな田園景観等の保全を図るとともに、集落地の環境整備などを進めていく。

#### ③ 樹林地ゾーン

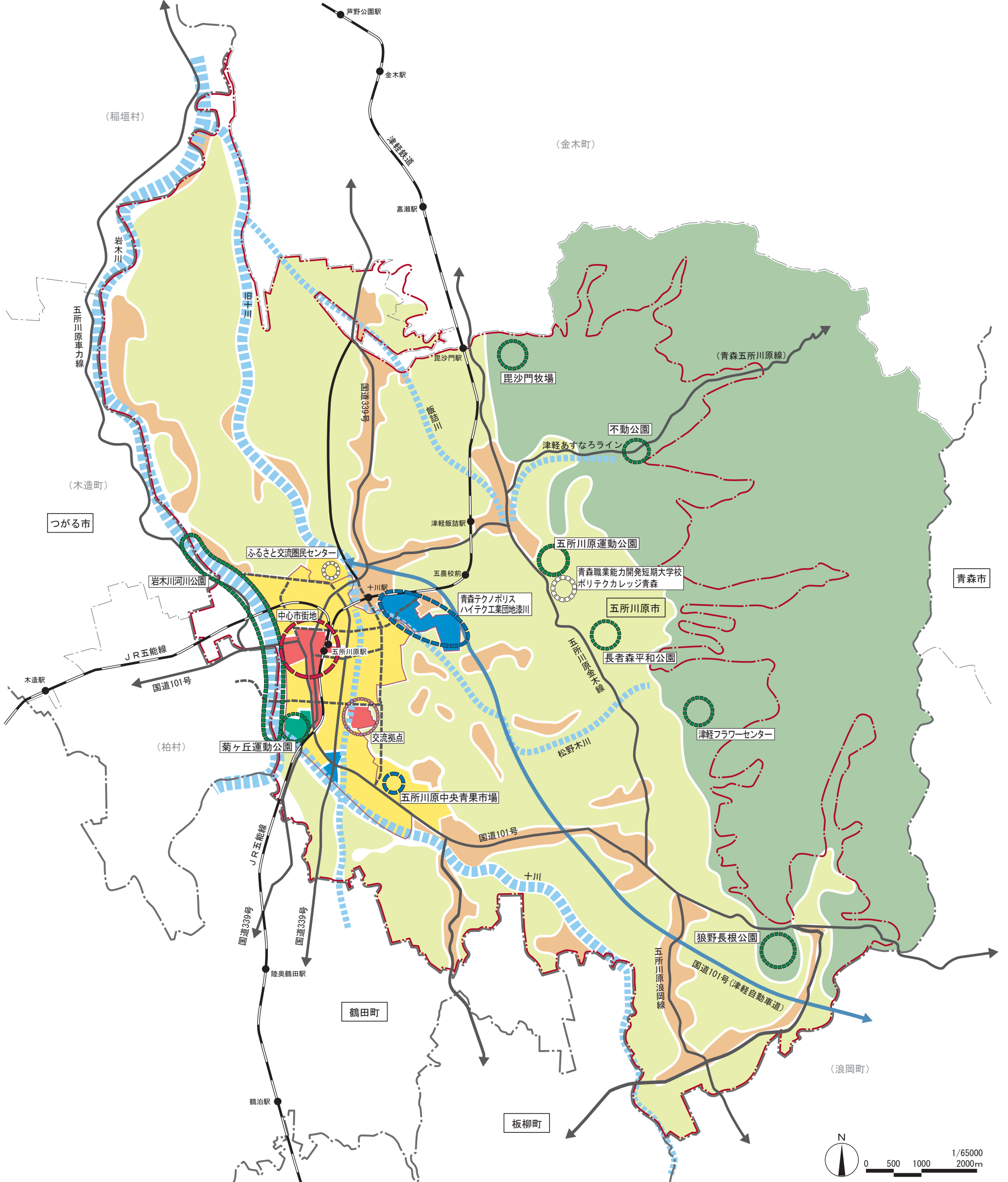
区域東側の緑豊かな樹林地については、保全を基本としながらも、市民の憩い、自然的なレクリエーションの場などとして活用を図っていく。

#### ④ その他拠点等

都市としての魅力や利便性を高めていくため、次のような拠点などを配置し、その機能の充実・強化を進めていく。

- ・市街地内及び隣接する菊ヶ丘運動公園や岩木川河川公園を緑の拠点ゾーンとして位置づけ、市民の多様なレクリエーション需要に応える公園機能の拡充を図る。
- ・東部の山林部に位置する狼野長根公園をはじめとする各公園等については、市民利用に加えて津軽観光の拠点としての役割を担う緑の拠点ゾーンとして、機能拡充や環境整備を図る。

図 目標とする市街地像(五所川原都市計画区域)



商業・業務系	用途地域	自専道・I.C	都市拠点
工業系	行政界	自専道(整備中)	商業・業務系拠点
住居系	旧行政界	主要幹線道路	産業・流通系拠点
主な集落地	都市計画区域	幹線道路	自然・緑地系拠点
農地等		鉄道・駅	その他の拠点
山林等		新幹線	
公園緑地		新幹線(整備中)	
		主な河川	

図は将来像を示したものであり、都市施設等の整備状況を示したものではありません。



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、現在、区域区分を定めていない。

近年、人口は減少傾向にあり、今後、急激に増加する可能性は低いと考えられる。産業については、工業出荷額は平成9年以降減少に転じており、商業販売額も減少傾向にあることから、今後、産業活動が急激に拡大する可能性は低いと考えられる。

また、周辺都市などからの強い市街化の圧力もないことから、今後、無秩序に市街化が進行する恐れは少ないと考えられる。

さらに、本区域の市街地の外周に広がる農地や山林等の自然環境については、概ね農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化圧力を適切に制御している状況にある。

このことから、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考え、本区域には区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

本区域の商業・業務地は、五所川原駅の西側を中心として形成されており、今後も西北圏域の中心的な商業・業務地として位置づけ、総合的な活性化策を講じつつ、中心地にふさわしい土地の高度利用と多様な都市機能の集積を図っていく。

さらに、商業・業務機能の強化とあわせて、定住人口の増加を図るために商住複合の市街地居住を推進していく。

市街地南東部のエルムの街周辺では、中心市街地を補完する拠点として、大規模店舗を核とした行政、文化、スポーツ等の機能が複合した新たな交流拠点の整備が進められており、今後とも複合機能の集積や良好な都市環境の形成・維持に努める。

###### b 工業地

本区域の中心的な工業地としては、市街地北東部に計画的に開発された青森テクノポリスハイテク工業団地漆川がある。今後とも当該団地を中心に産業集積を高めていくとともに、工場敷地の緑化等による良好な環境づくりを進めていく。

###### c 住宅地

土地区画整理事業により計画的に整備された住宅地については、現在の良好な住環境を保全していくために、地区計画等の活用を進めていく。

市街地周辺で開発された住宅地については、低層住宅地としての住環境を保全していくために、用途地域の指定や地区計画の活用を図っていく。

## ② 土地利用の方針

### a 土地の高度利用に関する方針

五所川原駅の西側に形成されている中心商業地は、土地区画整理事業等による総合的な市街地整備を推進していく。特に、駅前の地区や大規模な未利用地等を含む地区では、土地の高度利用による新たな都市機能の導入を図る。

### b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

青森テクノポリスハイテク工業団地漆川では、中心市街地内の工場等の移転を積極的に受け入れ、工業集積の強化を行う。中心市街地では、工場等の移転跡地を活用し、中心市街地の再生を検討していく。

### c 居住環境の改善又は維持に関する方針

J R 五能線と岩木川に囲まれた古くからの市街地では、安全で快適な居住環境の形成のため、生活道路等の整備を進めていく。

J R 五能線東側の住宅地の大半は、土地区画整理事業により整備された地区であり、良好な住環境の保全のため、地区計画等の活用を進める。

また、市街地南東部に隣接する広田地区等の一団の宅地開発により整備された住宅地については、低層住宅地としての住環境を保全するため、用途地域の指定や地区計画の活用を進める。

### d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に隣接した岩木川では、岩木川河川公園（都市緑地）の整備が進められており、今後とも市民が水辺に親しむ本市の代表的な緑地空間として整備していく。

また、市街地内を流れる旧十川や本市特有の用水基盤であり市街地に潤いを与えるとともに独特の雰囲気づくりに寄与している「堰」は、防火用水や雨水排水路としても重要であることから、今後は整理・統合し活用を図る。

### e 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的優良農地や土地基盤整備事業の対象となった農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、今後とも保全していく。

市街地南東部など用途地域が指定されていない地域においては、農地の保全や周辺環境との調和の観点から、特定用途制限地域や地区計画等の活用を検討する。

### f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地を取り囲む農地については、生産の場であるとともに水害を予防する防災的な機能を持っており、今後とも適切な保全を図る。

### g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の東側の山林は、中山山脈に連なる梵珠山地の山麓であり、溜め池や農地と一体となった良好な自然環境を形成しており、今後とも保全を図る。

#### h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落地については、下水道や道路等の生活基盤の整備を進めるとともに、良好な住宅地として保全を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア) 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、南北軸としての国道339号、東西軸としての国道101号と、これを補完する主要地方道五所川原金木線、五所川原車力線、青森五所川原線や、一般県道により構成されている。

市街地は国道339号と国道101号の交差する地区から北側に形成され、西北圏域の各都市とネットワークしている。

東北縦貫自動車道弘前線には、国道101号を経て浪岡ICからアクセスしており、東西の連絡を強化するために浪岡ICから五所川原市、鱒ヶ沢町を結ぶ津軽自動車道の整備が進められ、一部、五所川原北ICまで開通している。なお、事業延進については、関係機関に働きかけていくものとする。

本区域では、今後とも西北圏域の中心都市として、圏域の各都市と連絡する幹線道路の機能強化を図るとともに、市街地内での適切な道路網の形成を図る。

また、冬期における圏域各都市との連絡や、青森市、弘前市等の拠点都市との連絡を強化していく。

本区域にはJR五能線と津軽鉄道があり、五所川原駅は両鉄道の乗換駅となっているが、今後は駅前での交通結節機能の強化を図り、鉄道、バス等の公共交通の利用を促進していく。

##### イ) 整備水準の目標

都市計画道路等の整備により、市街地内の交通の円滑化を図ることを目標とする。

## **b 主要な施設の配置の方針**

### **ア) 道路**

圏域間を結ぶ高規格幹線道路として、津軽自動車道を配置し、本区域の幹線道路との適切なネットワークを構築していく。

五所川原市の中心市街地と周辺都市を結ぶため、南北方向の国道339号、東西方向の国道101号を配置する。

市街地内の骨格を形成する都市計画道路として、南北軸を補完する3.3.1 田川三ツ屋線、3.4.4 姥薮太刀打線、東西軸を補完する3.5.3 唐笠柳田川線、3.3.2 石岡不魚住線、3.4.3 漆川岩木町線、3.5.1 漆川錦町線等を配置する。

### **イ) その他**

#### **【鉄道】**

五所川原駅におけるJR五能線と津軽鉄道での乗換機能を強化するとともに、駅前広場の整備を促進する。

#### **【駐車場等】**

中心市街地における利便性を向上させるため、駐車場やバスターミナル等の整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な交通施設は次のとおりとする。

ア) 道路

路線名	整備の概要
五所川原駅西口 駅前広場	面積3,000㎡
駅東西連絡通路	駅東西を結ぶ地上式自転車・歩行者専用通路

イ) その他

施設名	整備の概要
公共駐車場	中心市街地の活性化に寄与する駐車場の整備
バスターミナル	駅前広場整備にあわせてバスターミナルを更新

## ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### 【下水道】

本区域では、五所川原市公共下水道計画に基づき市街地全体を計画処理区とする公共下水道事業と、集落部分における農業集落排水事業等の整備を進めている。

西北圏域の豊かな穀倉地帯を支える岩木川、そして十三湖の水質保全を図る観点から、また、市街地環境の面からも下水道整備を早急に進めていく必要があることから、今後とも土地区画整理事業等と整合した公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水事業等の他事業との連携を図りながら、集落地の整備を進める。

また、市街地内の雨水排除については、放流河川の整備や公共下水道の整備と整合を図りつつ、緊急性の高い地区から重点的に整備していく。

##### 【河川】

流域の持つ保水機能の減少等によって、降雨時には河川への流出量が増加することが予想されるため、河川の整備や流出量抑制措置等による総合的な治水対策を図る。

また、河川整備にあたっては、市民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態に配慮した環境づくりに努める。

#### イ) 整備水準の目標

##### 【下水道】

汚水及び雨水に係る整備は、市街地の全域を対象に計画的に進める。

##### 【河川】

一級河川岩木川や市街地を貫流する旧十川については、河川改修を引き続き実施する。



## b 主要な施設の配置の方針

### ア) 下水道

本区域の汚水に係る整備については、五所川原市公共下水道計画に基づき、市街地全体を対象に行うものとし、雨水排水についても生活環境の向上を図るために整備を進めていく。

また、集落地についても、農業集落排水事業等の他事業との連携を図りながら整備を進める。

### イ) 河川

本区域には一級河川岩木川が市街地西側に隣接し、旧十川が市街地内を流下している。今後、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するために、流域における流出抑制策とあわせて、必要な治水施設の整備を行う。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、河川管理に万全を期するとともに、河川美化の推進に努めるものとする。

## c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	五所川原市公共下水道

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

本区域は、今後、より一層の高齢社会への移行や産業構造の変化に伴う生活行動の多様化が予想される。これらに対して、健康で文化的な都市生活や都市活動を確保していく必要があり、施設需要を踏まえつつその他の都市施設の整備を進めていくものとする。

#### b 主要な施設の配置の方針

本区域では、その他の都市施設について、以下の方針に基づき配置していく。

種 別	方 針
火葬場	周辺環境の保全に配慮して、適正規模の施設整備を進める。
ごみ処理場	既存施設の老朽化及び北部クリーンセンターとの統合に伴い、西北五環境整備事務組合及び構成市町との連携により新たな周辺環境に配慮した施設の整備を進める。
市場	五所川原市地方総合卸売市場の機能拡充等により、今後の産業の変化や流通の状況に対応した整備を進める。

#### c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
汚物処理場	(仮称) 西北五汚泥再生処理センター

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地は、概ね岩木川と五能線に囲まれた区域の既成市街地と五能線の外側の新市街地からなる。

既成市街地のうち五所川原駅西側の中心市街地は、西北圏域の中心として、商業、業務、行政、文化、医療等の都市機能の集積が図られてきたが、近年は人口の空洞化、空き店舗の増加などが生じており、その活性化が課題となっている。このため、駐車場、駅前広場、東西アクセス道路、東西連絡通路等の整備やバスターミナルの機能更新等により交通結節機能の強化を図るとともに、空き店舗、低未利用地、大型店跡地の再利用により商店街の活性化を図る。さらに旧市民会館や税務署等の公的施設跡地を有効活用し、西北圏域の中核的な医療拠点を形成するほか、歴史的にも重要な「堰」の利用や、新たな観光拠点の整備等、総合的な活性化策を講じていく。また、五所川原駅西側周辺の商業地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による総合的な整備により、基盤施設の整備・充実や都市機能の強化を図る。

既成市街地のうち中心市街地を取り巻く住宅地については、生活道路の整備や共同建て替え・協調建て替え等を誘導し、安全で安心して暮らせる市街地環境の整備を進める。

新市街地は、多くが土地区画整理事業により計画的に整備された地区であり、地区計画などにより、今後とも良好な市街地環境を保全・育成していく。

#### ② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。

市街地開発事業の種別	地区名等	面積
土地区画整理事業	大町二丁目地区土地区画整理事業	約 4.4 ha

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

###### a 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域の東側には中山山脈の梵珠山や馬ノ神山に繋がる山林が広がり、その山裾にはりんごを主とした樹園地、畑地や溜め池などがある。区域の西側には岩木川が流れ、広がりのある水田は津軽平野独特の風土景観を提供している。岩木川東側に形成された市街地内には本区域の歴史を伝える「堰」が流れている。

本区域の東側の山林では、狼野長根公園、津軽フラワーセンター、長者森平和公園等が周辺の山林と一体となった「山の緑」を形成している。また、その山裾では、五所川原運動公園や堺野沢ため池などが、周辺の樹園地や畑地と一体となった「里の緑」と広がりのある農村風景を形成している。岩木川や岩木川河川公園による「水辺の緑」と、その東側の市街地における菊ヶ丘運動公園、北部公園や市内を流れる歴史的な堰の流れは個性と潤いのある「街の緑」を形成しており、今後もこのような特徴ある緑の環境を保全、活用していくものとする。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全系統

本区域の東側の山林、丘陵地や、津軽平野に広がる田園などは、今後とも豊かな自然環境として保全していく。

また、岩木川や旧十川等の河川や市街地を流れる堰などの水辺環境は、まちの個性を創出する緑地として保全していく。

公園緑地の整備や河川等の整備にあたっては、極力、生態系に配慮した環境共生の考え方に基づく施設整備を進める。

## **b レクリエーション系統**

市街地では、誘致距離等の配置バランスに配慮しながら、計画的に公園の整備を進めるほか、市街地の特性に応じた整備手法・形態により公園緑地の確保に努める。

また、整備後相当の期間を経過した公園の再整備を進めるなど既存資源を有効に活用していく。

鶴屋稲荷などの地域文化資源の活用に務め、歴史・文化性のある緑地を配置していく。

さらに、集落地では、地域コミュニティの拠点となる公園や広場等の整備を進める。

岩木川や旧十川などの河川や市街地を流れる堰を、市民が水辺に親しむ場として活用し、緑の拠点整備や河川沿いの緑化、緑道の整備などを進め、水と緑のネットワークを形成していく。

本区域の東側の山林、丘陵地では、市民が豊かな自然環境に親しむことのできる場として、拠点となる施設緑地の配置や周辺樹林地の保全を図る。特に、広域的にも利用度の高い狼野長根公園等については、積極的に再整備を進めながら魅力ある公園環境の形成・更新を推進する。また、山裾の堺野沢ため池等の水辺環境を活用した緑地整備を進める。

## **c 防災系統**

本区域の東側の山林は、治山・治水効果の高い防災機能を有しており、今後とも保安林や地域森林計画対象民有林として保全していく。

平野部に広がる田園は、農業生産の場であるとともに降雨時には高い治水機能を有するものであり、今後とも保全を図る。

岩木川河川公園、菊ヶ丘運動公園、五所川原運動公園等の公園は、災害時の避難場所、災害の拡大を抑制するオープンスペースとして位置づけ、その他の公共施設緑地等と連携して都市の防災機能を高めていく。

## **d 景観構成系統**

本区域が有する山、里、田園、市街地、河川の緑、斜陽館をはじめとする伝統的建造物は、それぞれに特徴のある景観を有しており、今後とも「ふるさとの風景」として保全を行う。

市街地から眺望できる本区域の東側の山林、津軽平野に展開する田園、岩木川や岩木川河川公園は、本区域を象徴する景観であり、さらに、市全域から眺望できる岩木山の風景は本区域のみならず津軽地域全体を代表する景観であることから、今後とも保全を図る。

市街地内を流れる堰は本市の歴史を伝える水辺景観であり、市街地内の緑地としての保全活用を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の配置方針及び整備目標

公園緑地等の種別	配置方針
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園は、誘致圏、配置バランス、緑のネットワークや利用のための交通アクセス等を考慮して適切に配置していく。 旧十川沿いに地域の拠点となる公園の配置を検討していく。
都市基幹公園	市民の憩いの場、スポーツレクリエーションの場となり、防災の拠点ともなる五所川原運動公園、菊ヶ丘運動公園の維持充実を図る。
その他の公園緑地	本市の公園緑地を代表する水辺の緑地として、岩木川河川公園の整備を進める。また、集落地等では、地域コミュニティの拠点となる公園や広場等の整備を進める。

b 緑地保全地域等の指定方針及び指定目標

地区の種別	指定方針
緑地保全地域 風致地区 その他条例等	優れた自然環境を有し、景観や防災の面からも重要な緑地である市域東側の山林やため池周辺の山林等については、緑地保全地域や風致地区の指定による保全を検討していく。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備や決定を予定する主な公園緑地等は、次のとおりとする。

種別	名称・地区名等	規模 (ha)
街区公園	ひがし児童公園 (既決定)	0.22
地区公園	(仮称) エルムの街地区公園	4.00